

出向・移籍支援事業及びキャリア人材バンク事業の支援対象者等比較表

別紙 2

	出向・移籍支援事業	キャリア人材バンク事業	
登録経由	企業経由	企業経由	個人（在籍者・離職者）
登録対象者	出向・移籍対象労働者が在職中の雇用保険被保険者で常用雇用を希望している者	自らの能力・経験を生かして 66 歳以降も働くことを希望する者で以下のいずれにも該当する者 ① 60 歳から 65 歳の在職者の雇用保険被保険者で雇用確保措置終了前の者 ② 雇用確保措置終了後に 66 歳以降も働くことを希望する者	① 60 歳から 65 歳の誕生日までの、在職者および離職者 * 本事業の離職者とは、離職後 1 年以内のものをいう
登録可能期間	在職中	各人の雇用確保措置終了前の 2 年以内 *登録期間は 2 年間、65 歳の雇用確保措置終了日まで再登録可（在職中）	60 歳から 65 歳の誕生日まで *登録期間は 2 年間、65 歳の誕生日まで再登録可
登録情報の受付	事業主経由の受付	事業主経由の受付	本人から受付
支援開始時期	登録承認日から開始	雇用確保措置終了日（退職（予定）日）の概ね 6 か月前から開始できる	登録承認日から開始
支援終了時期	受理日から 2 年間とする。支援の途中でやむなく離職に至った場合は、離職後 6 ヶ月間。ただし、特段の事情により、離職後 1 年までを限度として支援する。	離職日（退職日）から 6 か月を限度として支援する。ただし、特段の事情により 6 か月を経過して再就職できなかった場合は、離職後 1 年までを限度として支援する	65 歳の誕生日から 6 か月を限度として支援する。ただし、特段の事情により 6 か月を経過して再就職できなかった場合は、65 歳の誕生日後 1 年までを限度として支援する
就業開始時期	採用が決まり次第速やかに	原則、雇用確保措置終了以降	採用が決まり次第速やかに